

全国知事会 地方税財政特別委員会

「地方税財政制度研究会（仮称）」の設置について（案）

○ 設置目的

これからの地方税の充実を基本とする地方税財源の拡充を見据えつつ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」において、地方税制について「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」と規定されたことも踏まえ、地方税制における税源偏在の是正方策について幅広く検討するため、全国知事会地方税財政特別委員会に「地方税財政制度研究会（仮称）」を設置する。

○ 検討事項

国の消費税と地方法人課税の税源交換や地方共有税、「地方共同税」（地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組み）など、地方税制における税源偏在の是正方策について、法制的な課題を含め、幅広く検討する。

○ 検討スケジュール

- ・平成 24 年度 法制上の課題を中心に検討（中間報告）
- ・平成 25 年度 報告とりまとめ

○ 研究会構成委員

5 名程度